

監査の結果に基づき講じた措置の内容の公表について

監査の結果に基づき講じた措置の内容について通知があったので、地方自治法第199条第14項及び八尾市監査基準第17条の規定により当該措置の内容を次のとおり公表します。

令和3年2月24日

八尾市監査委員	吉川 慎一郎
同	八百 康子
同	重松 恵美子
同	榊井 政佐美

記

1 措置の内容の通知

平成29年度定期監査（総務部）の結果に対する措置

令和3年2月15日付け 八総総第216号

平成30年度定期監査（都市整備部）の結果に対する措置

令和3年2月15日付け 八都土事第42号

平成30年度定期監査（建築部）の結果に対する措置

令和3年2月15日付け 八建政第437号

令和元年度定期監査（水道局）の結果に対する措置

令和3年2月15日付け 八水経第381号

令和2年度定期監査（学校園）の結果に対する措置

令和3年2月17日付け 八教総人第1126号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の内容については、市役所本館3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

平成30年度実施建築部定期監査の結果に対する措置等の内容
住宅政策課

指摘事項	本通知時までに講じた措置又は改善方針等		R1. 9. 19 までの取組等の内容	
<p>2 契約事務について (1) 業務委託契約に係る契約書において、八尾市財務規則に定められた記載事項等がないものが見受けられたので、適正な事務処理に改めること。</p>	措置状況	1. 措置済(令和2年4月1日)	措置状況	2. 措置予定
	<p>契約書において八尾市財務規則に定められた記載事項等を記載するよう改めました。</p>		<p>契約書において八尾市財務規則に定められた記載事項を適正に記載するよう改める予定です。</p>	